

令和元年度第2回
神戸市都市計画審議会会議録

令和元年11月13日

令和元年度 第2回 神戸市都市計画審議会

1 日時 令和元年11月13日（水） 午後3時00分～午後5時02分

2 場所 神戸市役所1号館28階 第4委員会室

3 出席委員 (24人)

(1) 学識経験のある者

小谷通泰	嘉名光市
中林志郎	藤田一郎
前田崇博	八木景子
星野敏	

(2) 市会議員

守屋隆司	山口由美
しらくに高太郎	吉田健吾
藤本浩二	高瀬勝也
外海開三	三木しんじろう
西ただす	林まさひと
大井としひろ	あわはら 富夫

(3) 国及び兵庫県の行政機関の職員

井上智夫（代理 日野）
荒木一聡（代理 佐藤）
矢野浩司（代理 峯崎）

(4) 市民

大石陽介	唐津絵梨
------	------

4 議題

第1号議案 神戸国際港都建設計画 区域区分の変更について（神戸市決定）

第2号議案 神戸国際港都建設計画 用途地域の変更について（神戸市決定）

第3号議案 神戸国際港都建設計画 下水道の変更について（神戸市決定）
（神戸市公共下水道）

第4号議案 神戸国際港都建設計画 地区計画の決定について（神戸市決定）
（玉津・櫛谷工業地区地区計画）

第5号議案 神戸国際港都建設計画 生産緑地地区の変更について（神戸市決定）

報告事項（1）神戸市都市空間向上計画 素案の意見募集結果及び計画案について

5 議事の内容 別紙のとおり

1. 開会

○小谷会長

皆さん、こんにちは。定刻となりましたので、ただいまより令和元年度第2回神戸市都市計画審議会を開会いたします。

まず、事務局から委員の紹介と定足数の確認をお願いいたします。

○林局長

お手元の委員名簿をご参照ください。

新しく委員となられた方をご紹介させていただきます。

学識経験者委員としまして濱野委員が就任されていますが、本日はご欠席です。

それから、今回の審議会では臨時委員を委嘱させていただいております。

第5号議案の生産緑地地区の変更についてご審議いただきます、星野委員です。

2. 定足数の確認

○林局長

次に、定足数についてご報告いたします。

神戸市都市計画審議会条例第5条第2項の規定により、委員及び議事に関係のある臨時委員の総数の半数以上の出席により会議が成立することになっております。委員の総数は28名でございますので、定足数は14名となります。

本日は委員24名にご出席いただいておりますので、会議は有効に成立しております。以上でございます。

3. 会議録署名委員人の指名

○小谷会長

本日の会議録署名委員ですが、中林委員と八木委員にお願いしたいと思います。よろしくをお願いいたします。

4. 議案審議

- | | | |
|--------|------------|--------------|
| (第1号議案 | 神戸国際港都建設計画 | 区域区分の変更について、 |
| 第2号議案 | 神戸国際港都建設計画 | 用途地域の変更について、 |
| 第3号議案 | 神戸国際港都建設計画 | 下水道の変更について、 |
| 第4号議案 | 神戸国際港都建設計画 | 地区計画の決定について) |

○小谷会長

それでは、議案の審議に入りたいと思います。

本日は、5件の議案を審議いたします。このほか、報告案件が1件あります。

まず、議案について審議いたします。

第1号議案から第4号議案については、玉津・櫛谷工業地区に関連する案件ですので、一括して説明を受けた後、審議したいと思います。

それでは事務局、よろしくお願いいたします。

○山田都市計画課長

都市計画課長の山田でございます。ご説明させていただきます。

第1号議案神戸国際港都建設計画区域区分の変更について、第2号議案神戸国際港都建設計画用途地域の変更について、第3号議案神戸国際港都建設計画下水道の変更について、第4号議案神戸国際港都建設計画地区計画の決定について、いずれも神戸市決定です。

以上の4議案は、玉津・櫛谷工業地区に関連する案件ですので、一括してご説明いたします。

第1号議案「区域区分の変更」は、計画的な市街地整備に向けて準備を進めている地区として特定保留区域に指定されている玉津・櫛谷工業地区について、市街化調整区域から市街化区域に区域区分を変更するものです。

次の、第2号議案及び第3号議案は、区域区分の変更に伴い、あわせて用途地域、下水道の都市計画を変更するものです。

第4号議案「地区計画の決定」は、玉津・櫛谷工業地区において、道路等の必要な基盤施設の整備を図るとともに、健全で合理的な土地利用を誘導するため、新たに地区計画を決定するものです。

まず、区域区分、すなわち「市街化区域」と「市街化調整区域」との区分について、ご説明いたします。前面スクリーンをご覧ください。区域区分のイメージ図です。

都市計画では、無秩序な市街化を防止するために、既に市街地を形成している区域や、おおむね10年以内に計画的に市街化を図る区域を「市街化区域」として位置づける一方、自然環境や農地などを保全し、市街化を抑制すべき区域を「市街化調整区域」として定めております。

神戸市では、昭和45年に、区域区分の都市計画を定め、その後、おおむね5年ごとに、全市的な見直しを行ってきております。

また、「市街化調整区域」の中であって、神戸市総合基本計画などに位置づけがあり、計画的なまちづくりに向けて準備を進めている区域を「特定保留区域」と位置づけ、事業計画が具体化した時点で、随時市街化区域に編入していっています。

議案計画書の2ページをお開きください。議案計画図は1ページをお開きください。あわせて前面スクリーンをごらんください。

玉津・櫛谷工業地区の位置図です。当地区は、第二神明道路の北側、明石木見線の東側に位置する、面積約31.2ヘクタールの地区です。

続いて、周辺の航空写真です。地区内には、川崎重工業西神戸工場のほか、バネ工場と事務所が立地しています。

引き続き、前面スクリーンをごらんください。当地区の経緯です。

地区の大部分を占める川崎重工業西神戸工場は、本市が区域区分を定める以前の昭和43年に、当該地で操業を開始しています。この西神戸工場は、建設機械や農業機械などに広く使用されているピストンポンプをはじめとする油圧機器等を製造しており、同社の重要な国内生産拠点に位置づけられています。世界トップレベルの技術力を有する西神戸工場は、国内のみならず海外からの需要も増大しており、これまで市街化調整区域の制限の範囲内で工場を拡張してきましたが、さらなる敷地の拡大と研究開発・生産施設等の整備が必要になったことから、かねてより市街化区域への編入要望をいただいていた。

市としても、この西神戸工場の機能強化は地域周辺の新たな雇用創出や経済活性化等に寄与すると考えており、工場の拡張に合わせて道路や公園等の基盤を整備してもらうとともに、隣接するバネ工場等と一体的に工業地としての市街化を図るため、平成28年に特定保留区域に指定しました。

このたび、当地区において、事業計画が具体化し、工業地を主体とする計画的な市街地整備の実施の見通しが明らかになったことから、良好な市街化を図るため、この区域を市街化調整区域から市街化区域に区域区分を変更します。

議案計画書の3ページをお開きください。あわせて前面スクリーンをごらんください。変更前後対照表です。

このたびの変更により、表の下から2段目の「特定保留区域」約31ヘクタールを解除して「市街化区域」に編入することから、変更後の「市街化区域」面積は約20,395ヘクタールに、また「市街化調整区域」面積は約35,332ヘクタールになります。

「暫定市街化調整区域」の変更はありません。

区域区分の変更についての説明は以上です。

続いて、区域区分の変更に伴う、用途地域の変更についてご説明いたします。議案計画図の2ページをごらんください。あわせて、前面スクリーンをごらんください。

これからご説明する図面の凡例です。表示例のように、変更する区域を黒線のハッチングで表示しています。境界表示については、区域区分界を赤色の実線で、用途地域界を赤色の点線で表示しています。

また、図中では、用途地域の種類を、略号及び表示欄に示しているそれぞれの着色で表示しています。

用途地域等の表示例についてご説明いたします。例1の「1低専(100/50)①」ですが、左から順に、用途地域が「第1種低層住居専用地域」、容積率が「100%」、

建蔽率が「50%」、高度地区が「第1種高度地区」であることをあらわしています。なお、市街化調整区域については、用途地域の略号の部分を「市調」と表示しています。

続いて、変更箇所の変更内容の見方をご説明します。変更内容は、赤色の文字で表示しており、左に変更前の指定内容、右に変更後の指定内容を示しています。

議案計画図の3ページをお開きください。あわせて前面スクリーンをごらんください。

図の着色は、変更後の用途地域の色で表示しております。黒色の斜線の区域を、「市街化調整区域」から「市街化区域」に編入し、用途地域を「工業専用地域」、容積率を「200%」、建蔽率を「60%」に指定いたします。

なお、高度地区の指定はございません。

議案計画書の4ページをごらんください。4ページ及び5ページは用途地域の計画書、6ページは理由書です。

議案計画書の7ページ及び8ページをお開きください。あわせて前面スクリーンをごらんください。

用途地域の変更前後対照表です。このたびの用途地域の変更により、「工業専用地域」は、約31ヘクタール増加し、約1,077ヘクタールとなり、全市の用途地域の指定面積は、約31ヘクタール増加し、約20,436ヘクタールとなります。

用途地域の変更についての説明は以上です。

続いて、下水道の変更についてご説明いたします。前面スクリーンをごらんください。

下水道は、生活環境の改善、水質の保全、浸水の防除等、都市活動を支える上で必要不可欠な施設であり、積極的に都市計画に定めるべきとされております。そのため、神戸市では、市街化区域内において、下水道を定めております。公共下水道は主として市街地における下水を排除しまたは処理するために、市町村が管理する下水道で、神戸市では汚水及び雨水をあわせて神戸市公共下水道として都市計画決定しております。

議案計画図の4ページをごらんください。あわせて前面スクリーンをごらんください。

汚水の排水区域です。図では、既決定の区域を灰色、追加する区域を赤色で表示しております。このたびの区域区分の変更に伴い、玉津・樫谷工業地区の区域を玉津処理区の排水区域に追加します。変更箇所の詳細図は、議案計画図の5ページをご参照ください。

次に、議案計画図の6ページをごらんください。あわせて前面スクリーンをごらんください。

雨水の排水区域です。図では、既決定の区域を灰色、追加する区域を赤色で表示しております。このたびの区域区分の変更に伴い、玉津・樫谷工業地区の区域を玉津排水区の排水区域に追加します。変更箇所の詳細図は、議案計画図の7ページをご参照ください。

議案計画書の10ページをお開きください。あわせて前面スクリーンをごらんください。

下水道の変更前後対照表です。このたびの下水道の変更により、神戸市公共下水道の排水区域のうち、汚水の排水区域面積は、約30ヘクタール増加し、約23,230ヘクタールとな

ります。また、雨水の排水区域面積は、約31ヘクタール増加し、約20,539ヘクタールとなります。

下水道の変更についての説明は以上です。

続いて、地区計画の決定についてご説明いたします。

議案計画書の11ページをお開きください。あわせて前面スクリーンをごらんください。

表の中ほどに「地区計画の目標」を記載しております。神戸の工業の多様化、高度化に資するよう、健全で合理的な土地利用を行い、また産業活性化と地域雇用創出を通じて、地域の活性化に貢献するとともに、内陸部の産業エリアの形成を図ることを目標としております。下段に「区域の整備・開発及び保全に関する方針」を記載しております。

「土地利用の方針」をごらんください。

当地区を「業務地区A」と「業務地区B」に区分し、「業務地区A」では、地域周辺の新たな雇用創出、経済活性化等に寄与するため、既存工場の生産施設の増強を図るとともに、研究開発・生産施設等の整備を進めます。

「業務地区B」では、地区内に立地する工場等の操業環境の維持・向上を図るため、建築物等の用途に留意して適正な土地利用の誘導を進めます。

そのほか、表に記載のとおり「地区施設の整備の方針」及び「建築物等の整備の方針」について定めます。

続いて、議案計画書の12ページをお開きください。

「地区整備計画」では、「地区施設の配置及び規模」と「建築物等に関する事項」について定めます。

議案計画図の9ページをお開きください。あわせて前面スクリーンをごらんください。

計画図です。図では、地区計画の区域を、赤色の実線で表示しております。また、地区施設のうち、「道路」を黒色の水玉で、「緑地広場」を黒色のクロスハッチングで、「緑地」を黒色のハッチングで表示しております。地区の細区分につきましては、「業務地区A」を水色で、「業務地区B」を青色で表示しております。

当地区では、地区施設として、幅員10メートル、延長約670メートルの道路、面積約0.9ヘクタールの緑地広場、面積の合計が約3.4ヘクタールの緑地を2カ所配置いたします。

次に、「建築物等に関する事項」について、「業務地区A」、「業務地区B」とともに、「建築物の用途の制限」を定め、用途地域による制限に加えて、「神社、寺院、教会その他これらに類するもの」、「公衆浴場」のほか、表に記載の用途を制限いたします。

「業務地区A」では、規模の大きな工場等の立地を想定していることから、建築物の敷地面積の最低限度は、3,000平方メートルといたします。ただし、巡査派出所、公衆電話所その他のこれらに類する公益上必要な建築物については、この限りではありません。また、壁面の位置の制限を定め、敷地境界線から建築物の外壁等の面までの距離を2メートル以上に制限いたします。ただし、外壁等の中心線の長さの合計が3メートル以下であるもの

については、この限りではありません。

地区計画の決定についての説明は以上です。

以上、玉津・櫛谷工業地区に関する、第1号議案から第4号議案までの4つの議案について、令和元年9月10日から9月24日までの2週間、縦覧に供しましたが、意見書の提出はありませんでした。

説明は以上です。ご審議の程よろしくお願いいたします。

○小谷会長

ありがとうございます。

ただいま事務局から説明がありましたが、ご質問・ご意見がございましたら、よろしくお願いいたします。いかがでしょう。

はい、どうぞ。

○西委員

今、ご説明いただいたのですが、今回問題となっている地域は川崎重工業とバネ工場などが所有する土地で、事業を拡張するに当たって、川崎重工業が南側の土地を購入すると、そのときに市街化調整区域から市街化区域に変更するというふうに言われているのですけれども、説明の中でもちょっとあったのですけれども、国外でもトップのシェアを持っているようなものだということなのですから、具体的にどういった製品をつくっていて、そこがどういったことで秀でているというふうに考えてらっしゃるのかということをお聞かせいただきたいのですが。

○小谷会長

事務局お願いします。

○山田都市計画課長

川崎重工業でございますけれども、こちらでは昭和43年から現在、この西区櫛谷町で主に油圧機器、説明でも申しあげました建設機器や農業機器、ピストンポンプ、そういったものを生産しております。その技術力は申しあげたとおり、世界のトップクラスというところでございます。

またこれ以外にも、現在では多くのロボット開発、ものづくりやクリーンロボット、ハンドリングロボットなど、ロボットや精密機械の生産も行っております。

このようなことから、今後のこの産業の部分の中で秀でているというところで判断しております。

○小谷会長

はい、どうぞ。

○西委員

私自身が思っているのは、こういった用途の変更をして、一つのところで特例的かなというふうに思うのですけれども、世界的にトップクラスのところだから、こういった変更

そのものが認められているという考えなのでしょうか。

例えばほかの事業者がここで事業をやりたいと、工場をつくりたいといった場合は、ここは市街化調整区域から市街化区域に変更とか、そういうふうにはならないのでしょうか。いかがでしょうか。

○小谷会長

はい、事務局。

○山田都市計画課長

もともと区域区分の意義といいますのは、無秩序な市街地開発を防止しながら、計画的な市街化を図ることというのを根幹にしています。その際に人口規模であったりとか、その土地利用の状況、そういったものを踏まえながら、既に市街地を形成している区域であったりとか、今後10年の中で優先的に市街化を図るべき区域というのを定めていくという中で、その大企業だからというような話とか、どの企業だからという話ではなくて、その設定に際して、基本的にはまとまりで良好な市街地というのが基本になるのですけれども、そういった市街地をどのように形成されていくかという見通しを持っているところの部分で判断していくという話になります。

そういったまとまりとか、見通しの中で、当地区というのは立地状況を鑑みると、平成27年に経産省が選定しているような工場適地の指定を受けながら、適切に工業立地の誘導を図られているというところがございますし、また今回、その31ヘクタールというまとまった土地でもございます。十分に市街化区域の編入に値する規模を持っているというところ、またその見通しで申しますと、今回、こういった工場が整備されることになりまして、新たな雇用の創出や、その産業の拡大によるその地域経済の波及効果、そういった面でも公共的な観点でプラスにつながるというところを総合的に判断いたしまして、今回市街化区域に編入したというところがございます。

○小谷会長

はい、どうぞ。

○西委員

結局、今の話はやっぱり一定の規模がないと厳しいのではないかという話だと思うのです。例えば、神戸市の中のいろんな中小の工場みたいなやつがここに入ってきてても雇用はふえるし、適切にそこで事業を進めていってもいいと思うのです。そういったところが、ここは工場適地ということになっているのですが、そういったところが参加して、ということでは無理なのでしょうか。

○山田都市計画課長

昭和45年にその区域区分を定めてから、順次、区域区分の変更を行っております。そのきっかけは見通しの部分でありますけれども、そういった際に、事業者さんの声からとか、地権者の方向を確認しながら進めているものがございますので、大企業だから、中小企業

だからというものではございません。ただそのまとまった土地というのは、良好な市街化を図る上では基本的な部分でございますので、その中では都市計画運用指針の中でも一定の面積というところが一つの目安になっておりますので、今回、そういった部分を勘案しながら設定したというところでございます。

○西委員

まとまってということをおっしゃっているのですが、今の話でいったときに、じゃあこの川崎重工以外のところ、例えばやっぱりいろんなところが手を挙げて参加していけるような環境の中で、しかもどこが入ってきても雇用自体はふえていくというふうに思うんですね。しかし今、結局のところは規模の話をおっしゃっていて、それが一定まとまっているからという話だったというふうに思うのです。だからそこで言うと、一つの企業が言ってきて、やっぱりふつうであれば市街化調整区域だったものを変更するというのは、言ってみれば特例のような扱いを受けるというのは、やっぱりどうかというふうに思いますので、一応それは言いたいと思います。

○小谷会長

ありがとうございます。いかがでしょう。

はい。

○林委員

地域指定を市街化区域に変更するということですが、ここには、今の説明でも川重以外にバネ工場があるというふうに言われておりましたけれども、この事業所も同時に事業拡張の計画というものはあるのですか。

○小谷会長

はい、事務局。

○山田都市計画課長

今回、このエリアを市街化区域に編入しますが、川重以外にもほかの地権者がございまして、バネ工場もございまして、ほかの土地の所有者もいらっしゃいます。そういった方々の意向を得ながら今回設定したところでございます。バネ工場に関しては、現時点で拡張というようなことについてはこちらでは聞いておりません。

○林委員

このバネ工場の事業内容、具体的にはどんなことをされているのでしょうか。

○小谷会長

はい。

○山田都市計画課長

今回、川崎重工で油圧のピストンポンプ等の機器が製造されていますが、そのような製品の部分というのを請け負っているところで、そういった内容の製品もつくっていらっしゃると聞いております。

○林委員

わかりました。実際の場所を確認していますけれど、ここの事業所自身は、事業を拡張する予定はないようですが、これは本体の川重1社だけでこういう拡張の計画のもとに区域の変更という申請はできるのですか、できないのでしょうか。

○小谷会長

はい。

○山田都市計画課長

先ほども申し上げましたが、その申請自体というか、お声を聞くということに関しましては、1社か数社に関わらず、常に聞いているところでございますので、たまたま今回、かねてより、平成23年ごろにアジアでの機器の需要が高まってきたというところで、工場を拡張したいという要望書がこの川崎重工のほうからあったというところがきっかけにはなっておりますが、別に1社であるとか、複数社であると、そういった制限というものは特に定めているものではございません。

○小谷会長

はい。

○林委員

この工場立地法とか、関連の政令とかを見ていたら、工業団地、あるいは工業集合地ということで条件がつけられているように思うのですが、川重1社でもこれはできるというふうに判断してよいのですか。

○小谷会長

はい、事務局。

○山田都市計画課長

もともと平成27年に指定されました工場適地というのは、今おっしゃっていた工場立地法に基づく調査で、経済産業省のほうで指定をしていくというようなものでございます。

もちろんその地区の指定に関しましては、地権者の同意を取りまとめて、こうやっていくというところがございますので、1社であるとか2社であるとか、そういった形ではなくて、そこが工場にいかに適しているかというようなことを踏まえて設定されていくものだというふうに考えております。

○小谷会長

はい。

○林委員

私の質問は、ここは工業団地としてみなされるのか、工業集合地、工場がたくさんあって、何社かのそういう場所として条件があるのか、工場立地法では何かそういうところが条件になっているように思うのですが、その地権者がどうのこうのではなくて、川重以外の工場があつて集合地というふうに条件があるのでしょうか、それとももうなしで、実際

は川重1社の土地というふうにみなすことができるのですか。

○小谷会長

事務局お願いします。

○山田都市計画課長

申しわけありません。その工業立地法の細かい部分のところまでは今把握はしていませんが、今、申し上げたとおり、川崎重工だからこの工場適地を得ていると、そういう類いのものではございませんので、バネ工場のほかにも、今回もう一地権者ございます。そういったところで定めていますので、複数社による指定というところでございます。

○林委員

図面の中からも、現地を確認しても、ほとんど99%川重ですよ。そういう点では、川崎重工業の工場の拡張のために市街化調整区域から市街化区域に変更するという、実質は1社のためのものであるというふうに判断せざるを得ないと、私はそういうふうに判断します。以上です。

○小谷会長

はい、ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。よろしくお願いします。

○あわはら委員

ちょっと今の質疑でわかりにくかったのですけれども、質問者のほうから「特例なのか」というふうな質問があったのですが、これは特例なのか。例えば実際に工場を拡張したりとか、そういうことで言うと建蔽率を高めるということが、これによってなされると、多分これをしてほしいということで、工場を大きくしたいからという要請があって、全体的にそれを、神戸市にとっても市民にとってもこれはプラスになることだろうという判断をしてこういうことをしたということなのですが、こういう提案が出されているということなのですか。その辺、委員のほうから特例ということで質問があったので、特例なのかどうかというのをちょっとお聞かせいただきたい。

○小谷会長

はい、事務局お願いします。

○山田都市計画課長

特例ではございません。今回こうやって市街化区域に編入するというようなことは、今回だけでは限らず、これまでもしてきておりますし、そのきっかけというのは事業者さんの声であったりとか、それは大企業、中小企業にかかわらず、また土地利用の状況であったりとか、人口の動態、そういったものを踏まえながら総合的に勘案して定めていくものです。今回、特例として市街化区域に編入するというものではございません。

○小谷会長

はい。

○あわはら委員

その辺、はっきりしておいていただかないとわかりにくいので、要するに市民にとってプラスになるという市街化調整区域からの市街化区域への変更であり、工業専用地域になって、要するに建蔽率が高くなるということであれば、そういう意味での雇用もふえるのだろうというような判断をしたということであって、これは別に特例じゃなくて、こういう事例は今までもあるというふうに理解したらいいということですね。

○小谷会長

はい、どうぞ。

○山田都市計画課長

そのように理解していただければと思います。

○小谷会長

ほかにいかがでしょうか。

お願いいたします。

○中林委員

商工会議所の中林でございます。

先ほどの委員からの意見に対するコメントという形で申し上げます。全国的にもそうなのですが、私ども中小企業の集まりでも、人手不足などにより最近では生産の設備投資をしたいという意欲はかなり高く、特に生産性向上を図りたいという声が多くそれに資する設備投資を行うため、ちょっと工場を拡張したいといってもなかなかいろんな規制があって、政府（国土交通省）にそういう規制を緩和してほしいと要望している。あるいは農用地区域に隣接する場合、建物を50センチ動かしたら農業用地にかかる場合、県の承認や市町村の土地利用整備計画作成など手間と時間を要する。そういう意味でもう少し弾力的な運用ができるように、中小企業としても、お願いしているという状況でございます。

それからもう一つ質問があるのですが、とは言いながら実際には開発されるので、工業専用地域になると雨水の流れというのはかなり変わってくると思うのですが、その雨水に対してどのような配慮がなされているかをお聞かせ願えればと思います。

○小谷会長

はい、事務局お願いします。

○山田都市計画課長

スライド68を。前面スクリーンをごらんいただければと思います。今回、相応の開発を行うというところで、1ヘクタール以上の開発を行う場合、兵庫県の治水条例で調整池をつくるということになっております。今、現在でも既存の調整池で対応しておりますが、今回、この南の黄色い部分を開発するというところで、2基調整池をつくるというところを開発事業者のほうで行うことになっております。これを整備することによって、従前の

流量から約2割下がってくるというところで、周辺にも配慮した計画となっているというところがございます。

場所は、この赤い部分です。今回、この黄色い部分が開発されますが、その横の西側に1基、またここは道路になりますが、そこの出てくる部分、今ここは駐車場になっていますが、その地下にもう1基つくるような計画をされております。

○小谷会長

よろしゅうございますか。いかがでしょう。

はい。

○西委員

再度伺うことは、もう質問はしないのですが、私たちの判断としては、やっぱり一つは、事前の説明を聞いていたら、やっぱり世界的ニーズのあるものであるということで、ここは非常に重要なところ、それが特別なところかなというふうにも判断しましたし、やっぱり撤退してもらっては困るというようなこともお話を聞いたりしましたので、いろんなところが入ってきて、選べてというところでいうと、やはりそういう考え方をもとと持っていなかったのかなというふうに判断いたしまして、ちょっとどうかなと。小さな町工場が幾つも並んでというところであったりしたら、別に私はいいのですが、やっぱり規模の話もされているわけで、どこでも手を挙げられるものでもない、雇用自身は私たちはどこが入ってもふえるだろうと思いますし、神戸市に寄与するものであるというふうに思いますので、ちょっとそこら辺が一部のものになっているのではないかなというふうに感じました。

以上です。

○小谷会長

ありがとうございます。

それではいかがでしょう、ほかにご意見ございませんでしょうか。

それでは議案ごとにお諮りいたします。

まず、第1号議案 神戸国際港都建設計画 区域区分の変更について、神戸市決定です。原案のとおり承認してよろしいでしょうか。

(「反対です」の声あり)

○小谷会長

異議がございましたので、改めてお諮りいたします。

第1号議案について、賛成の方の挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○小谷会長

ありがとうございます。賛成多数でございます。よって、第1号議案については原案のとおり承認し、市長に答申いたします。

次に、第2号議案 神戸国際港都建設計画 用途地域の変更について、神戸市決定であります。

それでは改めてお諮りいたします。第2号議案について賛成の方の挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○小谷会長

反対の方の挙手をお願いいたします。先ほど失礼しました。反対の方の挙手を求めるのを忘れておりました。失礼いたしました。

(反対者挙手)

○小谷会長

賛成者多数です。よって第2号議案については原案のとおり承認し、市長に答申いたします。

次に、第3号議案 神戸国際港都建設計画 下水道の変更について（神戸市公共下水道）、神戸市決定であります。

改めてお諮りいたします。第3号議案について、賛成の方の挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○小谷会長

反対の方の挙手をお願いいたします。

(反対者挙手)

○小谷会長

賛成多数でございます。よって第3号議案については原案のとおり承認し、市長に答申いたします。

続いて、第4号議案 神戸国際港都建設計画 地区計画の決定について（玉津・樫谷工

業地区地区計画)、神戸市決定であります。

お諮りいたします。第4号議案について賛成の方の挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○小谷会長

反対の方の挙手をお願いいたします。

(反対者挙手)

○小谷会長

賛成多数でございます。よって、第4号議案については原案のとおり承認し、市長に答申いたします。

ありがとうございました。

(第5号議案 神戸国際港都建設計画 生産緑地地区の変更について)

○小谷会長

続きまして、第5号議案につきまして、生産緑地地区の変更について事務局から説明をお願いいたします。

○山田都市計画課長

第5号議案 神戸国際港都建設計画生産緑地地区の変更について、有野23生産緑地地区ほか32地区、神戸市決定です。

まず、生産緑地地区の都市計画上の位置づけをご説明します。前面スクリーンをごらんください。

生産緑地地区は、市街化区域内において緑地機能及び多目的保留地機能のすぐれた農地等を計画的に保全し、良好な都市環境の形成に資することを目的として指定するものです。

神戸市では市街化の進展に伴い、緑地が急速に減少する中、良好な生活環境を確保する上で、農地等の持つ緑地機能に着目して残存する農地等の計画的な保全を行う必要があったため、平成4年に市街化区域内農地を「宅地化する農地」と「保全する農地」に区分し、このうち「保全する農地」を生産緑地地区として指定しました。

次に、市街化区域内農地の税制についてご説明します。

宅地化農地については、固定資産税が宅地並み評価・宅地並み課税となり、相続税の納税猶予を受けることができない一方で、開発に関する規制を受けません。

次に、生産緑地については、固定資産税が農地評価・農地課税となり、相続税の納税猶

予を受けることができる一方で、「建築物の新築等の行為制限」と「原則30年間の農地等としての管理義務」を課しています。

こちらが、平成4年以降の市街化区域内農地の面積の推移です。

まず、開発規制のない宅地化農地ですが、平成4年より約76%減少しています。開発規制のある生産緑地については、ある程度保全されておりますが、農業者の死亡等により約26%減少しております。

生産緑地地区の廃止及び変更の理由には、1. 営農環境の向上を目的とした土地の形質の変更があった場合。2. 市に対する生産緑地の買い取り申し出後、3カ月が経過し、農地としての管理義務や建築行為等の制限が解除された場合。なお、買い取り申し出は、農業の主たる従事者が死亡した場合や、農業に従事することを不可能にさせる故障に至った場合に行うことができます。3. 生産緑地地区内において公共施設が設置された場合。などがあります。

次に、買い取り申し出に伴う廃止及び変更についてご説明いたします。

生産緑地地区の都市計画決定の後、農業の主たる従事者が死亡した場合、または農業に従事することを不可能にさせる故障に至った場合には、生産緑地法に基づき、市に対して農地の買い取り申し出を行うことができます。買い取り申し出に対し、市が買い取らない場合には、農業委員会に農地としての売買のあっせんを依頼します。そして、このあっせんが一定期間内に成立しない場合などには、生産緑地地区としての土地利用の制限が解除され、農地以外の土地利用が可能になります。

次に、生産緑地制度等の見直しの背景についてご説明します。

生産緑地は、平成4年の当初指定から30年が経過する令和4年、2022年には、多くの生産緑地が買い取り申し出をすることが可能となり、一斉に宅地化する可能性があります。

国においては、平成27年4月に成立した都市農業振興基本法に基づき、都市農業振興基本計画を策定し、都市農地のあり方が「宅地化すべきもの」から都市に「あるべきもの」へ転換されました。さらに、平成29年5月には都市農地を計画的に保全するため、生産緑地法等が改正されました。この法改正を踏まえ、神戸市では生産緑地の指定を希望する市民ニーズへの対応や、生産緑地制度のさらなる活用などにより都市農地の保全を図ることとしました。

具体の施策として、まず生産緑地の面積要件を500平方メートル以上から300平方メートル以上まで引き下げました。また、これまで生産緑地の指定を受けていない農地について、平成30年度より追加指定手続を開始し、平成30年度には38地区4.35ヘクタールを追加しました。

生産緑地地区の指定要件には、1. 公害または災害の防止、農林漁業と調和した都市環境の保全等、良好な生活環境の確保に相当な効用があり、かつ公共施設等の敷地の用に供する土地として適しているものであること。2. 面積が300平方メートル以上の規模の一团

のものの区域であること。3.用排水その他の状況を勘案して農林漁業の継続が可能な条件を備えていると認められるものであること。などがあります。

このたび、買い取り申し出の手續、または公共施設の設置を受けて、都市計画としての生産緑地地区の指定を廃止、及び変更し、生産緑地地区指定の申請があった農地については、申請書類及び現地を確認した結果、指定要件を満たすと判断した農地について、都市計画としての生産緑地地区の指定を追加するものです。

議案計画書の14、15ページをお開きください。

今回の生産緑地地区の廃止、変更、及び追加の「内容」と「理由」です。1が廃止する8地区、2が変更する16地区、3が追加する9地区です。

議案計画書の16、17ページをお開きください。

生産緑地地区の変更の概要をまとめており、この順にご説明いたします。

議案計画図の10ページをお開きください。あわせて前面スクリーンをごらんください。図では、既決定の区域を灰色、今回廃止する区域を黄色、追加する区域を赤色で表示しております。

まず、須磨45、46、47、48、49生産緑地地区の追加です。位置は、神戸星城高等学校の北側、若草小学校の南側です。

議案計画図の11ページをごらんください。

有野23生産緑地地区の変更です。位置は、北神戸田園スポーツ公園の北東側、二郎駅の西側です。公共施設である新名神高速道路の整備により、黄色の区域を廃止いたします。

議案計画図の12ページをお開きください。

有野57生産緑地地区の廃止、有野59生産緑地地区の変更です。位置は有野線の北側、有野川の南側です。主たる従事者の故障による買い取り申し出により、黄色の区域を廃止いたします。

議案計画図の13ページをごらんください。

有野159生産緑地地区の追加です。位置は、阪神高速7号北神戸線の北側、神戸北高等学校の東側です。

議案計画図の14ページをお開きください。

道場24生産緑地地区の廃止、道場29生産緑地地区の追加です。位置は北神戸中学校の南側、八多川の西側です。道場24は主たる従事者の故障による買い取り申し出により、黄色の区域を廃止いたします。

議案計画図の15ページをごらんください。

八多15、23生産緑地地区の変更です。位置は北神中央線の北側、八多道場線の東側です。主たる従事者の故障による買い取り申し出により、黄色の区域を廃止いたします。

議案計画図の16ページをお開きください。

伊川谷123生産緑地地区の廃止、伊川谷77、92生産緑地地区の変更です。

伊川谷77、123の位置は山陽新幹線の北側、永井谷線の西側です。伊川谷123の主たる従事者の故障による買い取り申し出により、黄色の区域を廃止し、残る灰色の区域を、伊川谷77に名称変更し、一団のものとみなします。

伊川谷92の位置は伊川の北側、山陽新幹線の南側です。主たる従事者の故障による買い取り申し出により、黄色の区域を廃止いたします。

議案計画図の17ページをごらんください。

玉津28、29、33、38、39生産緑地地区の変更、玉津148生産緑地地区の追加です。

玉津28、29、33の位置は高津橋小学校及び、天上川の北西側です。公共施設である明石木見線の整備により、黄色の区域を廃止いたします。

玉津38、39の位置は明石木見線及び、高津橋小学校の西側です。公共施設である高津橋雨水幹線、西河原1・2号雨水幹線の整備により、黄色の区域を廃止いたします。玉津148の位置は高津橋小学校及び、天上川の南東側です。

引き続き、議案計画図の17ページをごらんください。

玉津48、49生産緑地地区の廃止、玉津46、50生産緑地地区の変更です。

玉津46の位置は山陽新幹線の北側、神戸明石線の南側です。主たる従事者の死亡による買い取り申し出により、黄色の区域を廃止いたします。

玉津48、49、50は山陽新幹線及び、神戸明石線の南側です。玉津48、49の主たる従事者の死亡による買い取り申し出により、黄色の区域を廃止し、玉津49に残る灰色の区域を、玉津50に名称変更し、一団のものとみなします。

議案計画図の18ページをお開きください。

玉津91生産緑地地区の廃止です。位置は王塚台中学校の南側、玉津平野線の西側です。主たる従事者の死亡による買い取り申し出により、黄色の区域を廃止いたします。

議案計画図の19ページをごらんください。

玉津114生産緑地地区の廃止です。位置は西水環境センター玉津処理場の南側、国道175号の東側です。主たる従事者の死亡による買い取り申し出により、黄色の区域を廃止いたします。

議案計画図の20ページをお開きください。

玉津129、130、137生産緑地地区の変更、玉津147生産緑地地区の追加です。

玉津129、130、137の位置は櫛谷川の北側、第二神明道路の南側です。主たる従事者の死亡による買い取り申し出により、黄色の区域を廃止いたします。

玉津147の位置は第二神明道路の北側、櫛谷川の西側です。

議案計画図の21ページをごらんください。

北別府50生産緑地地区の変更です。位置は永井谷線及び、伊川の北西側です。主たる従事者の死亡による買い取り申し出により、黄色の区域を廃止いたします。

議案計画書の16、17ページにお戻りください。

以上の変更により、神戸市全体の生産緑地地区は、変更前後対照表に記載のとおり、変更前の520地区、面積約106.95ヘクタールから、521地区、面積約105.65ヘクタールになります。

なお、本案について、令和元年9月24日から10月8日まで、縦覧に供しましたが、意見書の提出はありませんでした。

説明は以上です。ご審議の程よろしくお願いいたします。

○小谷会長

ありがとうございます。

ただいま事務局から説明がありましたが、ご質問、ご意見がございましたらよろしくお願ひいたします。

いかがでしょう。何かご質問、ご意見等ございますでしょうか。

特にご意見がないようですので、議案についてお諮りいたします。

第5号議案 神戸国際港都建設計画 生産緑地地区の変更について、神戸市決定であります。

原案のとおり承認してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○小谷会長

ご異議がございませんので、原案のとおり承認し、市長に答申いたします。

(報告事項(1)神戸市都市空間向上計画 素案の意見募集結果及び計画案について)

○小谷会長

それでは、続きまして報告案件に移らせていただきます。

報告事項(1)神戸市都市空間向上計画素案の意見募集結果及び計画案について、事務局から説明をお願いします

○湯田調整担当課長

調整担当課長の湯田でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは私のほうから報告事項についてご説明させていただきます。

前回の都市計画審議会で、都市空間向上計画素案の内容についてご報告させていただきました。本日は素案に対する市民意見募集の結果を10月31日に公表しておりますので、まずその内容についてご報告させていただきます。

資料1の表紙、1ページ目をごらんください。

都市空間向上計画(素案)に関する市民意見募集の概要です。

募集期間は、令和元年7月9日から8月8日まで、いただいた意見数は389通、1152件となりました。

2ページをお開きください。

市民意見と神戸市の考え方について、項目別に整理しております。表の左側に意見の要旨、右側に神戸市の考え方を記載しております。

神戸市の考え方につきましては、ポイントに絞ってご説明させていただきます。

まず1.計画全体へのご意見です。「計画に賛成。期待」「計画に反対。撤回」「総論賛成・一部反対」「人口減少対策には理解できる」「趣旨がわからない」という意見に対する神戸市の考え方です。

神戸市では2012年から人口減少が始まっており、「国立社会保障・人口問題研究所」の推計方法に準拠して算出した数値では、2015年の約154万人から2060年に約110万人まで減少すると推計されています。これまでも、鉄道駅を中心に生活利便施設等が立地し、その周辺に住宅地が広がる比較的コンパクトな都市構造を構成し、安全・安心・快適に住み続けられるまちづくりを進めてきましたが、民間の提供する生活利便施設やサービスの維持、行政サービスの持続性といった観点からも、この都市構造を生かしつつ、人口減少や多様なライフスタイルに対応した都市空間を実現していく必要があります。

そこで、神戸市では、「50年先も心地よく健やかに住み続けられるまち」をめざし、「立地適正化計画」の内容を含んだ「都市空間向上計画」の策定に取り組んでいます。本計画を策定することで、市民・事業者・行政の3者で人口減少がまちに与えるリスクを共有するとともに、都市計画だけでなく、公共交通、住宅、公共施設、医療・福祉、子育て、教育などまちづくりに関するさまざまな分野について連携し、地域の課題に応じた取り組みを行い、引き続き安心して住み続けられるまちを実現していくものです。

本計画は、人口減少により生じる問題を先送りにせず、早い段階から対応するために重要な計画であり、引き続き、さまざまな機会を通じて、市民の皆様に計画の目的や内容をご理解いただけるよう、努めてまいります。としております。

3ページをお開きください。

2.神戸市の現状と課題に対するご意見です。「人口減少を食いとめるべき」「人口をふやすための、雇用や子育ての施策等が考慮されていない」というご意見に対する神戸市の考え方は、人口減少に対しては、出生数の維持と転出超過数の解消により人口減少に歯どめをかける積極戦略と、人口減少に即した社会システムを構築する調整戦略の両者を同時に進めることが重要です。とし、2段落目に積極戦略として策定した「神戸創生戦略」について、3段落目には今年9月からスタートしたプロジェクト「リノベーション・神戸」について、4段落目には、調整戦略として策定する「都市空間向上計画」について記載しております。

続いて、「2060年には110万人になるとは想像できない」「前提条件の人口推計が不確

実である」「人口は減らない」というご意見に対する神戸市の考え方は、日本全体の人口は、今後30年間で約2割の厳しい減少が見込まれています。神戸市においても、全国と同様に2012年から人口減少が始まり、少子高齢化により出生数は減少、死亡数が増加傾向にあることから、将来的に厳しい人口減少が危惧されています。としております。

4 ページをお開きください。

3. 居住に関する方針に対するご意見です。「区域の設定でコミュニティを考慮すべき」「コミュニティが分断される」「地域活動の妨げになる」というご意見に対する神戸市の考え方は、本計画は、早い段階から人口減少に対応したまちづくりに取り組み、将来も心地よく健やかに住み続けられるまちにしていくなために策定を進めています。交通利便性の観点から、人口減少がまちに与えるリスクが大きいと考える区域を設定し、市民・事業者・行政の3者でリスクを共有するとともに、一緒に地域の課題に応じた取り組みを行い、引き続き安心して住み続けられるまちを実現していくものです。

市では地域活動の実情に適した専門家を派遣し、地域の合意形成、将来像づくりを支援します。また、良好なコミュニティを維持・強化していくため、必要な施策を、コミュニティ単位を中心として取り組んでいきます。としております。

続きまして、「山麓・郊外居住区域を設定することでサービスが低下する」「地域が切り捨てられる」「不公平な扱いを受ける」というご意見に対する神戸市の考え方は、本計画は「人口減少に対応した持続可能な都市空間」と「神戸のもつ多様性を生かした都市空間」の2つの視点を踏まえながら、「50年先も心地よく健やかに住み続けるまち」の実現を目指すものです。

交通利便性が低い「山麓・郊外居住区域」は、人口減少がまちに与えるリスクが大きく、さまざまな課題が顕在化すると想定されるため、人口減少がまちに与えるリスクを共有するとともに、地域の課題に応じた取り組みを重点的に行い、引き続き安心して住み続けられるまちを実現していくものであり、決して地域を切り捨てる計画ではありません。としております。

次に、「山麓・郊外居住区域の資産価値が下がる」「財産権や居住権の侵害である」というご意見に対する神戸市の考え方は、「山麓・郊外居住区域」の設定により土地利用規制が生じるものではなく、住宅開発等の動きを把握するため、一定規模以上の開発行為や建築行為を行う際に事前届け出を求めるという極めて緩やかな手法がとられています。国や不動産の専門家の意見も踏まえ、本計画の策定により直ちに資産価値に影響することはなく、財産権の侵害には当たらないと考えています。

また、人口が減少する中でも良好な住環境を形成し持続可能なまちを目指すものであり、これまでどおり住み続けられることから、居住権を侵害するものではありません。

としております。

5 ページをごらんください。

「区分けが細かく不自然である」「区分けの基準が納得できない」「経路がわかりにくい」というご意見に対する神戸市の考え方は、2段落目ですけれども、「同じ町丁目の中に区域の境界があるなど区域設定の基準がわかりにくい」などのご意見を踏まえ、計画案ではできるだけ明確な境界にしていくという観点で、道路勾配は考慮せず、町丁目や開発事業区域の境界等を考慮した区域の見直しを行います。としております。

次に、「一つのまちにおいて居住区域を分断すべきではない」「一団で開発された団地や市が開発した団地が分断される」というご意見に対する神戸市の考え方は、2段落目ですけれども、「1つのまちである団地の中に区域の境界があることはわかりにくい」などのご意見を踏まえ、計画案ではできるだけ明確な境界にしていくという観点で、町丁目や開発事業区域の境界等を考慮した区域の見直しを行います。としております。

次に、「鉄道だけでなくバスも区域設定の基準として加えるべき」というご意見に対する神戸市の考え方は、これも2段落目ですけれども、駅から離れたエリアは、駅周辺と比較して人口減少がまちに与えるリスクが大きいと想定されますが、運行頻度が高く拠点駅にアクセスするバス停周辺は交通利便性が比較的高く、生活サービスを享受しやすい環境にあると考えられます。そこで、計画案では主要なバス停を区域設定の基準に加え、区域の見直しを行います。としております。

次に、「本計画により人口減少が加速する」「本計画により山麓・郊外居住区域は過疎化し空き家が増加する」というご意見に対する神戸市の考え方は、最後の段落ですけれども、交通利便性が低い「山麓・郊外居住区域」は、人口減少がまちに与えるリスクが大きく、さまざまな課題が顕在化すると想定されるため、重点的に取り組み、引き続き安心して住み続けられるまちを実現していきます。としております。

6 ページをお開きください。

「駅周辺居住区域で急激に過密化が進み、環境が悪化する」「駅の周囲だけ人を集めて住まわせる」というご意見に対する神戸市の考え方は、最後の段落ですが、本計画は、いずれの区域も引き続き安心して住み続けられるまちを実現していくものであり、「駅・主要バス停周辺居住区域」の過密化を進めるものではありません。としております。

次に、「居住誘導区域と居住誘導区域外に分けるべきではない」「区域分けを必要がない」「居住誘導区域外という言葉が、ここに住むべきではないと感じさせる」というご意見に対する神戸市の考え方は、本計画では、人口減少がまちに与えるリスクを市民・事業者・行政の3者で共有するとともに、区域の取り組み方針を踏まえながら、地域の課題に応じた取り組みを行い、引き続き安心して住み続けられるまちを実現していくために、区域設定を行っています。とし、3段落目にまいりまして、繰り返しになりますけれども、交通利便性が低い「山麓・郊外居住区域」は、さまざまな課題が顕在化すると想定されるため、まちの荒廃のリスクを減らすように重点的に取り組み、引き続き安心して住み続けられるまちを実現していきます。としております。

7ページをごらんください。

「災害のリスクを考え、海岸沿線に人口が集中しているのは問題がある」「土砂災害警戒区域等は防災上課題のある箇所とすべきではないか」というご意見に対する神戸市の考え方です。神戸市では、大雨・地震・津波などによる土砂災害・水害などの自然災害が発生したときに、人命を守るための対策工事を実施するとともに、ハザードマップや災害に関する知識・避難行動や日ごろの備えなど、大切な命を守るための情報を掲載した「くらしの防災ガイド」を配布するなどの取り組みを実施しています。

このような取り組みは今後も進めていきますが、長期的な視点でみると、自然災害から市民の命を守る観点から、対策工事だけではなく安全な地域へ移転を促進していくべき箇所もあると考えています。そのため、計画案では、都市計画運用指針において「原則として居住誘導区域に含まない」とされている「土砂災害特別警戒区域」「地すべり防止区域（概成済の箇所を除く）」「急傾斜地崩壊危険区域（対策済の箇所を除く）」を「防災上課題のある箇所」として設定します。

「土砂災害警戒区域」や「洪水や津波による浸水想定区域」については、「くらしの防災ガイド」を配布するなど、災害リスクの周知を徹底し適切な避難行動の啓発に努めます。土砂災害対策としては、国や県など関係機関と緊密な情報共有を図り、避難情報の的確な提供に取り組んでいます。津波対策としては、浸水のおそれがある地域で地域津波防災計画を策定し、避難マップの作成や津波避難誘導表示板の設置などを行っています。さらに、平成27年度からおおむね5カ年で、既成市街地の人家部及び都心部を対象に既存の防潮堤等の補強を進めており、完了後には、提内地の津波による浸水面積がおおむね96%縮減する見込みです。

今後とも市民の命を守る取り組みの充実を図っていきますが、「土砂災害警戒区域」や「洪水や津波による浸水想定区域」については、これらを総合的に勘案し、現時点では「防災上課題のある箇所」に設定しないこととします。としております。

そのほか、「詳細な区分けの必要はなく幅をもたせたゾーン分けでよいのではないか」というご意見、8ページにまいりまして、「高齢者等が山麓・郊外居住区域に取り残されることになるリスクがある」「駅周辺居住区域で地価が上昇する」「家賃が高騰する」というご意見もいただいております。

続いて、4.都市機能に関する方針に対するご意見です。「三宮一極集中の計画である」というご意見に対する神戸市の考え方については、本計画は、広い範囲をサービスの対象とする広域型都市機能を維持・充実・強化させる区域を、「都心」だけではなく「旧市街地型」「郊外拠点型」のそれぞれのエリアにおいて、適切に配置した都市構造を示しています。それぞれの区域の方針に沿って、行政機能、教育・文化機能、交通結節機能等を有する広域型都市機能誘導施設の誘導や拠点の形成に資する施策に取り組むこととしており、三宮一極集中の計画ではありません。としております。

このほか、「駅から離れたところにこそ商店、病院、公共施設が必要である」というご意見もいただいております。

9ページをごらんください。

5. 取り組みについてのご意見です。「山麓・郊外居住区域について対策を求める」「山麓・郊外居住区域でメリットを示してほしい」「多様な地域で誰もが安心して暮らせるようにしてほしい」というご意見をいただきました。

また、「取り組みが曖昧で具体性がない」「将来のイメージが浮かばない」というご意見に対する神戸市の考え方は、2段落目ですけれども、本計画では「コンパクト」「ネットワーク」「生活サービス」等の6つの方針を定めて、主な取り組みを示しています。取り組みは一例であり、引き続き新たな取り組みについても検討し、地域ごとの課題や将来像に応じて、取り組みを進めます。としております。

このほかのご意見として、「公共交通機関の確保に努めるべき」10ページにまいりまして、「空き家・空地の利用を促進すべき」「将来より現在の課題を優先すべき」「神戸の景観・環境を大切にしてほしい」、また11ページにまいりまして、「新しいモビリティサービスを導入してほしい」「防災上課題のある区域の災害対策に取り組むべき」「徒歩圏で生活できるように居住も生活サービスもコンパクトにしていくべき」「駅周辺居住区域へ誘導する取り組みを行うべき」というご意見もいただいております。

12ページをお開きください。

6. 評価・見直しに対するご意見です。「50年先は長過ぎる計画で非現実的である」「短い期間で総括と見直しが必要である」というご意見に対する神戸市の考え方は、本計画は、人口減少によって生じる問題に対し早い段階から取り組み、将来も心地よく健やかに住み続けられるよう、長い時間を費やして継続的に進めるために重要なものであり、より長期を見据えた計画としています。

人口減少・高齢化などこれまで経験したことのない時代の変化の中でまちづくりを進めていくために、人口動向や国の事業制度、社会情勢を踏まえて見直しを行う必要があります。このため、おおむね5年ごとを基本に、本計画を評価指標やモニタリング指標を用いて検証・評価し、必要に応じて見直しを行い、「50年先も心地よく健やかに住み続けられるまち」の実現をめざします。としております。

7. 意見募集についてのご意見です。「説明が十分ではない」「説明会を区別に回数をふやして行うべき」というご意見に対する神戸市の考え方は、計画素案については、7月8日から8月1日にかけて、説明会を8回、相談会を29回開催しました。また、要望をいただいた団体には出前トークという形で説明を行ってきました。

計画案については、11月5日から19日にかけて各区で説明会を実施しております。また、ご要望に応じて出前トークも引き続き実施してまいります。としております。

このほか、「市民意見を聞き、計画を考えてほしい」「計画や説明会の広報が不足して

いる」、13ページにまいりまして、「ゆっくりと計画を決めるべき」といったご意見をいただいています。

また、8.その他意見として。「神戸独自のまちづくりをするべき」「若い世代に住みたいと思わせるような新しい郊外の拠点駅のあり方が求められている」「県や周辺都市も含めて広域で検討すべき」といったご意見をいただいております。

素案に関する市民意見と神戸市の考え方について、説明は以上でございます。

続きまして、資料2をご用意ください。都市空間向上計画（案）につきましてご説明いたします。なお、説明は素案からの主な変更点に絞ってさせていただきます。1枚めくっていただきまして、目次をごらんください。

このうち第2章「神戸市の現況と課題」については、最新データの追加・更新等を行っておりますので、後ほどご確認ください。

第3章については、先ほどご説明したとおり、居住区域について、「できるだけ明確な境界にしていく」という観点と、「主要なバス停を区域設定の基準に加える」という観点で見直しを行っております。

資料の30ページをお開きください。

3.3居住に関する方針の(1)①ですけれども、市街化区域において、素案段階で「駅周辺居住区域」としておりました名称から変更した「駅・主要バス停周辺居住区域」と「山麓・郊外居住区域」を設定します。というふうにしております。

駅・主要バス停周辺居住区域については、まちづくりの骨格となる鉄道駅に徒歩でアクセスできる区域及び鉄道を補完する交通利便性の高いバス停周辺区域を「駅・主要バス停周辺居住区域」として定め、一定の人口規模と密度を維持します。拠点となる駅を中心に、隣接する駅や主要なバス停と連携し、さまざまな都市機能を維持・充実させます。としております。

31ページの(2)①区域設定の考え方をごらんください。

4行目ですけれども、鉄道駅からの徒歩圏及び主要なバス停の利用圏を基本として「駅・主要バス停周辺居住区域」を設定します。としております。

また、主要バス停の利用圏として、駅から離れたエリアは、駅周辺に比べて都市のスポンジ化にともなうリスクが大きいと想定されますが、拠点駅にアクセスしやすいバス停周辺は、交通利便性が比較的高く、生活サービスを享受しやすい環境にあると考えられます。そこで、本計画では、運行頻度が高く拠点駅にアクセスするバス停から、一般的なバス停の利用圏である経路300mから500mの範囲までの幅を境界ゾーンとし、その外縁を主要バス停の利用圏とします。としております。

続きまして、32ページをお開きください。

②区域設定の基準ですけれども、表に記載のとおり、鉄道駅からおおむね1,600mの経路が届く範囲と、片方向運行本数が1日あたり約100本以上のバス停からおおむね500mの

経路が届く範囲を基本とし、町丁目や開発事業区域、地形地物等を考慮して、「駅・主要バス停周辺居住区域」とします。その他を「山麓・郊外居住区域」とします。というふうにしております。

区域設定の基準の見直しは以上です。

続きまして34ページをお開きください。

(3) 防災上課題のある箇所の設定の考え方です。先ほど、資料1でご説明しましたけれども、3段落目に記載のとおり、都市計画運用指針において「原則として居住誘導区域に含まない」とされております、「土砂災害特別警戒区域（いわゆるレッドゾーン）」と、「地すべり防止区域」「急傾斜地崩壊危険区域」のうち未対策の区域を「防災上課題のある箇所」に設定します。

また、②その他の危険予想箇所については、土砂災害計画区域（いわゆるイエローゾーン）や洪水や津波による浸水想定区域については、くらしの防災ガイドをはじめ、さまざまな取り組みを行っております。

2段落目にまいりまして、今後とも市民の命を守る取り組みの充実を図っていきますが、これらを総合的に勘案し、現時点では「防災上課題のある箇所」に設定しないこととします。

続きまして、41ページをお開きください。

都市機能誘導区域の区域設定の基準です。表の2行目、広域型都市機能誘導区域については、居住区域と同様に区域の明確化の観点で、道路勾配は考慮しないこととし、町丁目や地形地物等を考慮することとしております。

区域の詳細は42ページから43ページを後ほどご参照ください。

続きまして、47ページをお開きください。神戸市全体の区域図です。

区域設定の基準を見直した結果、オレンジ色になります駅・主要バス停居住区域のエリアが大きくふえております。また区域につきましては、市民の方が確認できるように、詳細図をホームページに公開しております。

続きまして、65ページをお開きください。

4.4 防災上課題のある箇所の取り組みにつきましては、素案でも記載しておりましたレッドゾーンにおける移転や改修支援に加えまして、次のページ66ページに「その他の危険予想箇所での取り組み」として、「災害リスクの周知」「自主防災活動の充実」「警戒避難体制の強化」「津波対策の実施」を記載しております。

計画案の説明は以上です。

前面スクリーンをごらんください。今後のスケジュールでございます。

この計画につきましては、これまで3回の市民意見募集を行ってまいりましたが、このたび計画案を10月31日に公表し、11月1日から12月2日まで市民意見募集を行います。

また、計画案の説明会を11月5日から11月19日にかけて各区で開催いたします。

その後、来年2月ごろを予定しております都市計画審議会で見聞聴取をさせていただいたのち、3月末の策定・公表を予定しております。

都市空間向上計画に関する報告は以上でございます。

○小谷会長

ありがとうございました。

ただいま事務局から説明がありましたが、ご質問、ご意見がございましたらよろしくお願いたします。

はい、お願いします。

○嘉名委員

大阪市立大学の嘉名でございます。

有識者会議にも参加させていただいて、立地適正化計画、神戸市の場合は都市空間向上計画といいますけれども、その検討の経過にもかかわらせていただいたということもあり、少しコメントさせていただきたいと思います。

今年の9月の建築学会の大会でも、実はシンポジウムのタイトルが立地適正化計画でありました。都市計画の専門家も非常に興味をもって、この立地適正化計画のあり方については、今研究しています。

今年のテーマは何をやっていたかといいますと、立地適正化計画の適正化計画という、別にふざけたタイトルではなくて、真面目に考えているのですけれど、どういうことかといいますと、非常に重要なことというのは、都市機能誘導区域、それから居住誘導区域以外のエリア、むしろ外れたエリアをどうしていくかということが非常に重要な論点になってきたということで、全国の先進事例でどういう取り組みがされているのか、例えば空地の管理をどうしているかとか、近隣の人たちと行政と民間事業者が連携して、そういう都市のスポンジ化という課題に対してどう対処しているのかというようなことについて検討したり、新たな施策の可能性について議論をしてきているというところでもあります。

そういう意味においては、神戸市においても例えば、まちなか防災空地、これは密集市街地の対策でやっている取り組みですけれども、空地管理のあり方という意味においては先進的な取り組みをされていて、神戸市の取り組みなどにも非常に関心が高いというような状況であります。

立地適正化計画、あるいは神戸市の場合は都市空間向上計画といいますけれども、今までの都市計画というのはどちらかというと、前半の都市計画決定などにもありましたけれども、つくるということを前提に、新しく市街地をつくるということを前提にできているシステムであるわけですけれども、やっぱりこれからの人口減少社会の中で、つくらないことに備える計画というのですかね、人口が減っていくということに備えていくということが非常に重要な局面で、新しい計画へのパラダイムシフトが起きているというふうに私なりに理解しています。

そうなってくると、この人口減少社会、スポンジ化という問題は、これはちょっと厄介なところは、じわじわと起きるといことです。つまり災害みたいにわかりやすく、どんといきなりやってくるというわけではなくて、気づかないうちにじわじわ起こるといことです。ですので、備えは必要なのですが、じゃあいきなり何か大変なことが起きるかといとそうでもない。むしろ、そういう意味ではこの予防計画、備える計画だといことなので、この市民意見でもたくさんありましたけれども、むしろそうならないためにどうするかといのが、もちろん取り組みとしては非常に重要であるけれども、そうならないことが目指すべき目標なのですが、そのことに目を背けないで、ちゃんと備えておくといことが市民に対する信頼を得るまち、市民から信頼を得られるまちになるのかなといふうを考えています。

幸い、神戸の場合は、これまでしっかり都市計画がされてきています。例えば、全国的に見れば、市街化区域の中でD I D区域、いわゆるヘクター40人といような人口密度を切ってしまうような市街地ってたくさんあります。神戸はそういうところは余りありませんし、先ほどの地区計画で、多分神戸市は94番目かな、かなり詳細に都市計画がされてらっしゃると思うので、そういう意味では非常に問題があるといふうには私は思いませんけれども、やはりちゃんと備えておくといことが非常に重要ではないかなと、そのことが持続可能な地域づくりを実現していくために非常に重要なところかなと思います。

それから、あと参考までに申し上げておくと、全国の政令市20都市の中で、政令市といのは要するに人が集積しているので、あまり立地適正化計画は必要ないのではないかとよく言われるのですけれども、全国の20政令市の中でも、立地適正化計画をつくっていないところ、あるいはつくる予定のないところといのは私の知る限りは4都市ぐらいしかなくて、横浜とか大阪市とか福岡市とか、それぐらいしかありません。だから、予防的につくっておられるところもたくさんあると思いますけれど、そういう意味では、神戸市もぜひこの計画を将来の持続可能なまちづくりのためにうまく活用していただければと思います。

市民意見の中にもたくさんあり、あるいは市民意見に対する回答にもありましたけれども、適宜もちろん見直しをしていくといようなところが必要な計画であると思いますし、やっぱりこれ、僕、神戸がすごいなと思うのは、これだけ市民意見が出てきて、対話しながら都市計画をやっているといのは、本当に誇るべきことだなと改めて思っております。

以上でございます。

○小谷会長

ありがとうございます。

いかがでしょう。ほかにご意見は。

はい、よろしく申し上げます。

○守屋委員

もともとの素案から、今回、特にバスを基軸する部分を入れるとか、あと同じ街区とか町で切ったと、それを段差とか何かは別として、やっぱり一つのエリアとしてまとめるという、それは非常に本当に当然だとは思っただけけれども、一回計画ができるとなかなか走ってしまっただけで見直せないという部分があると思うので、今回は勇気をもってその点を見直していただいたのは非常によかったと、また市民にも非常にその点は評価されるのではないかなというふうに思います。

それと、今後まちの形態というのはこういう形で管理、都市計画決定を来年されても、これは生き物なのでどんどん変わっていくと思うので、それほど教条的には思っていないと思うのですけれども、やっぱり適宜、適切に見直していくということが大事だと思うので、それは意見として申し上げたいと思います。

それとやっぱり、今、一番身に迫っているのは、私は兵庫区というところから選出させてもらっているのですけれども、やっぱり危険地区ですよね。特に山間部、山麓部の部分で毎回豪雨とか台風になると、大きな崩れではありませんけれども、崩れて、非常に中核的な神戸市の市道が何カ月にもわたって通れないとか、山間部の本当にこんなところに住んでいる方ですけれども、その方たちがほとんど高齢化してしまって、なかなかご自身で対応できないということがありますので、国の制度もいろいろあるようでありましてけれども、やはりそういう人たちをこの立地適正化の中で移り住んでもらうという政策をもっとしっかりと強力に打ち出す必要があるというふうに思うのですけれども、これだとさらっと触れたような感じなのですが、そこら辺のお考えというのはどうなのでしょう。

○小谷会長

事務局、お願いします。

○湯田調整担当課長

案の65ページに、現在あります、まさにレッドゾーンにお住まいの方に対する支援メニューを書かせていただきました。委員がご指摘のように、市民の安全を守るためには、本当に危ない場所につきましては、移転をしていただくのが望ましいのではないかとということがございまして、その移転に対する支援、また移転がさまざまな事情ですぐには難しい場合は、その今お住まいの建物を強化するというために補助というのをさせていただいております。このあたりにつきましては、さらにどういうふうに充実していくのか、またそれぞれの方の移転が本当に実現するような制度になるのかということは、国や県、また防災部局とも調整をしながら、引き続き検討していきたいと思っております。

○守屋委員

こういう危険地区にお住まいと、しかし住んでいる方にとっては非常に住みやすいところなので、こちらから、あなたたちもう引っ越せよとなかなか言えない部分がありますけ

ども、去年でしたか、一昨年でしたか、豪雨のときに地元の方が近くの小学校、中学校等に避難して、その後いろんなお話し合いをすると、やっぱりこのままじゃあかんという思いが非常にあるのと、何回対策をしても崩れてくると、砂が流れてくるということがありますので、そこら辺、今回は都市計画決定を目指していますけども、ほかの部局とも含めて、じゃあその先どこへ行くといってもなかなか場所がないのですよね。ですから小学校を統廃合するとか、いろんな形で公共的な部分があれば、今は全くそんなことを考えてないのですけども、何かこういう部分でも移り住んでいけるとか、移転できるとか、そういう発想がほとんどないですよね。勝手に一軒ずつ西や東へ飛ばしてしまおうという考えだと思いますので、そこら辺の局間での検討みたいなのはあるのでしょうか。どうやってその人たちに移ってもらって、なおかつその場所をどうやって確保するのか、それは勝手に自分で確保しろという意味のように現在は思うのですけれども、どうでしょうか。

○小谷会長

はい、事務局お願いします。

○湯田調整担当課長

今の時点では、まさにレッドゾーンのところからレッドゾーン以外のところに引っ越していただく場合のメニューとしてありますけども、どこに移り住むかということまでは、住まいの方のご判断という状況でございます。そのあたりについては、またこれからどうということが効果的か検討の途中でございますので、防災部局とも連携しながら考えていくというふうに思っています。

○小谷会長

はい、どうぞ。

○守屋委員

最後に1点だけ。それと今、外国人の方が物すごく増えていまして、神戸市内、一つベトナムの方だと市内で6,000名、兵庫区だと2,000名を超えていると。今後50年間もずっとこのベトナムの方がいるか、どの方がいるかわかりませんが、そういう人たちのカウントというのはこの計画の中ですか。現実に住んでいるのですよね。

それと、先ほども空き家等が非常に増えているといいますけども、兵庫区では空き家がいっぱいあるのですけども、中心街、歓楽街の周りのそういうマンションなり、文化住宅はもう今空きがないのですね。そういう人たちが一番住みやすいので住んでいると、住みやすいというのは、家賃が安いのと、交通の便がいいということがあるのですけども、そこら辺の外国人の方の存在とか居住は加味されているのでしょうか。

○小谷会長

はい、事務局お願いします。

○湯田調整担当課長

人口推移につきましては、現状のところでございますので、お住まいの外国の方という

ものも推計の中には加味されております。ですので、そういう方がどういうところが住みやすいかとかいうところについては、まさに多様性の一部の考え方でございますので、これも関係部局と調整をしながらやっていくことになるのかなと思います。

○小谷会長

ほかにいかがでしょう。先に吉田委員が早かったですね。じゃあ、お願いします。

○吉田委員

私はルールがわかっていないのですが、ほかの委員の先生に見解をお尋ねしてもいいのですかね。

○小谷会長

場合によっては。

○吉田委員

今回、計画が大きく変更されたというふうな認識を持っています。それはこの縦の資料2の36ページを見ていただくと、多くが居住誘導区域になったと、ほぼ居住誘導区域じゃないかなと私自身はこの図を見て感じるところです。感じ方はそれぞれの方がいらっしゃると思います。やはり山麓・郊外居住区域に対するネガティブなイメージが大変先行していたなというふうな印象からこうなったというふうに私は推察するのですが、特に嘉名先生がおっしゃいました、これはあくまで予防をしていく、スポンジ化のおそれがあるところに対して、どう将来スポンジ化が深刻になる前に予防策を考え、それを緩和していくのかということが大切だというお話からいけば、ほとんど予防策を積極的に講じないといけない地域というのが少なくなってしまうと、前の計画では積極的に講じないといけないという地域が、そうではない地域になってしまったということに対して、専門的な見地からちょっとご意見をいただければなど。私自身は、角度が緩くなったので、スポンジ化のリスクをとれる量が少なくなったのではないかなというふうな見解を持っているのですが、ご意見があればいただければなというふうに思います。

○小谷会長

まず事務局から。

○湯田調整担当課長

この計画は、先生がおっしゃったように、リスクを市民の方にお示しし、そのリスクを共有して、そして取り組みをしていくというための方針として定めようとしています。今回は、そのリスクを、バス停等も考慮させていただいてお示しはしていますが、おっしゃるように、このオレンジの区域であるのでリスクが全くないというわけでは当然なくて、それぞれの場所によって地域に応じたリスクが今後生じてくる可能性がありますので、いろいろな施策を地域に応じて組み合わせてやっていかないといけない。

そういう中で、確かに今回の山麓・郊外は公共交通の観点では非常に課題が大きいエリアということがありますので、そういうところについて重点的にやるというのは変わりがま

せんが、いずれにしても神戸市全体で取り組んで、神戸市全体が持続可能なまちにしていきたいというところは変わっていないという考え方でございます。

○小谷会長

はい。

○吉田委員

それであれば、鉄道軌道は動かしようがないもの、ただバス路線というのは動かしようが幾らでも、幾らでもというか無制限ではないですけどもあるものということを考えれば、例えばもう一段階別の区域設定というか、その1、その2ぐらい、リスクの度合いが高・中・低の3つぐらいに分けることだって可能ではないのかなと思うのですけれども、そこから辺の判断とか、考えというのには至らなかったのかどうかというのを教えてもらえればなど。

○小谷会長

はい、お願いします。

○湯田調整担当課長

確かに、区域、リスクの示し方というのはさまざまな観点があると思います。委員がご指摘のように、複数の段階でということも考え方があろうかと思いますが、今回は、まずは2つに区域を設定すると、その観点で公共交通の利便性ということとさせていただくということで、今回はこの2つで分けて設定するということとし、ちょっと複数の段階を示すということについては、いたしませんでした。

○吉田委員

済みません、もう繰り返しになるので、私自身はやはり、同じエリアでもリスクの差というのが非常に幅ができてしまったなというふうな印象を持っております。またこの印象、今のやりとりに関して、専門的な見地から何かあれば教えていただければなどと思います。

○嘉名委員

ありがとうございます。

今、吉田委員がおっしゃっていただいたとおりで、実は今回、立地適正化計画という計画の柱としてあるものの一つに、土地利用計画と言われるものと、公共交通計画というのをしっかり順位としてやりましょうという初めての計画なのですよね。ですから都市計画というのは、今まで自治会単位であるとか、地形地物に沿ってというやり方が都市計画の土地利用に関しては基本だった。ところが人口が減ってくると公共交通のあり方を維持するのがとても難しいという問題が出てくるので、徒歩圏であるとか、バス停からとか駅からの距離500メートル、あるいは800メートルとか、全国の立地適正化計画もそういうのをよりどころにして計画策定しているところがたくさんございます。

ですから、極端に言うと、駅勢圏とか徒歩圏、公共交通ベースで区域設定を考えるのか、それとも従来のコミュニティであるとか、地域の単位みたいなものに沿ってやるのかとい

う二通りの考え方があります。

立地適正化計画というのは、交通のところとジョイントさせるということなので、駅勢圏とかそういう考え方のものが全国的には多いです。ただ、これは実は有識者会議の中の議論があったことで、我々もすごくいろんな意見の中で悩んでいたところなのです。というのは神戸というのは、まちづくり協議会というのがたくさんあって、都市計画についても住民の参加というのを積極的にやっているまちですから、恐らく日本一だと思いますけど、そういうことを考えると、住民の単位みたいなものをもっと大切にされた方がいいのではないかというのは最初からあったのです。ですから、そういう意見もありました。ところがやっぱりそれをやってしまうと、見かけ上の話なのですけれど、やっぱりどうしても居住誘導区域が多くなってしまふみたいな問題がちょっと出てきて、そのことよりはもう少しぎゅっと、将来の市街地像みたいなことがわかりやすく見える方がいいのかなということで、前回までの案にしていたということでもあります。

ですから、実はこれは政令市の中でも考え方が幾つかあって、札幌市などは非常に絞り込んでいて、居住誘導区域の割合が2割3割、それぐらい絞り込んでいるところもあれば、大体5、6割に落としているところもあるし、8割ぐらい、今回、神戸市も8割ぐらいですかね。8割ぐらいのところ、それから市街化区域全域で何も変えませんというところも若干あるのですが、かなりばらつきがあって、そのあたりの中では少し緩まったように見えるかもしれませんが、やっぱり将来のことはしっかり考えているという位置づけになるかなと思います。

神戸の場合は、そういう意味では、まちづくり協議会とかしっかりした基盤があると思いますので、そこでやっぱり地域の中でいろいろこの問題を議論していただくというか、住民の方とも対話をしていくということがこれから重要になるかなというふうに理解しています。

以上です。

○小谷会長

よろしいか。

いかがでしょう、ほかにご意見は。先ほどお手が挙がっておりました。失礼しました。

○大井委員

そしたら少しお尋ねします。私は須磨区選出の議員なので、須磨区のことについてちょっとお尋ねします。

須磨区でこの駅・主要バス停居住区域以外のところというのはどこがあるのですか。

○小谷会長

はい、事務局。

○湯田調整担当課長

須磨区につきましては、多井畑のところは山麓・郊外居住区域という設定をさせていた

だいております。

○小谷会長

はい。

○大井委員

以前は私の住んでおりました多井畑南町、あるいは隣の清玄町も山麓・郊外居住区域に入っておりますが、今回の見直しで多井畑南町、私の住んでいるところは須磨区でも一番若い町だったのですけども、あれが外れておったのがなぜかなと思っておりましたけども、今回そこから駅・主要バス停周辺居住区域ということで入れていただいて、それはそれなのですけども、今回、多井畑につきまして今お答えいただいて、多井畑地区は山麓・郊外居住区域とおっしゃいましたけども、多井畑というところは町、村ができて1,000年以上という大変古い、神戸市内でも大変古い、多井畑厄神さんを抱えております村落というような形ですけども、実はここには50万坪以上の広大な敷地をお持ちなのですよね。当然この50万坪の敷地を以前UR、都市再生機構が開発を進めまして、半分ぐらいまで買い占められまして、結局リーマンショックでそのまま頓挫して、何度も大手の開発業者の方々が開発しようと言われてきたけども、なかなかいかなかったと。ただここに来て、大手の開発業者の方々がURから土地を買われまして、今、新たにあの50万坪の土地を開発しようという動きがあるように聞いているのですけれども、そういう案件、話というはこういうところに加味されておりますか。

○小谷会長

はい、事務局お願いします。

○湯田調整担当課長

この計画は、先ほど申しましたように、将来の持続可能なまちにする計画ということでございますので、将来のリスクをお示しさせていただいております。当然この市街化区域の中での開発とかを否定するものではございません。ですので、今の状況に応じた開発というのはできますけれども、そういう一つ一つの開発の動向というところまで加味したということではございません。

○小谷会長

はい、お願いします。

○大井委員

そもそもこの審議会は都市計画審議会なのですね。都市の計画、だから長い先々まで見据えたような計画の中で、多井畑はそういう大きなスパンの中で、50万坪の土地をどういうふうに関係していこうかということで、いろんな民間業者の方も含めて計画があるわけなのですよ。ここって計画の、この辺のところというのは、当然都市局は承知しておっていたかかないと、それを抜きにして山麓・郊外居住区域というようなことにされると、これはまた問題があるのではないかと、都市計画はどんな計画でこの辺のところを考えて

おられるのかも含めて、やっぱり考えていただかないと、バスの路線が少ないからと、ただ12月の1日から多井畑には新しいバス路線が走るのですよ。そういう路線も増えて、多井畑のその地域、東町も含めて新しいバスが12月1日から走るといような、そういうことも多分そちらはご存じないのではないのかなと思うわけなのですが、そういうところを考えると、この多井畑を山麓・郊外居住区域にするのはいかがなものかと思えますけど、どうですか。

○小谷会長

はい、事務局お願いします。

○湯田調整担当課長

いずれにしても、この計画は今の状況と将来を見据えまして、設定させていただいておりますが、5年おきには必要な見直しをかけていくということにしておりますので、また状況が変われば、必要に応じて今後見直しを行っていきたいと思っております。

○小谷会長

はい、お願いします。

○大井委員

この程度にしておきますけれども、やっぱりその辺、地域の特性とかいろいろな状況というのはきっちりと調査していただかないと、須磨で多井畑だけがこの山麓・郊外居住区域ということで、ぽこっと多井畑が出ると、地域の皆さん方はのどかな村落ということで、それもいかなと思っておられるかもしれないですけども、しかしその裏には広大な敷地があって、ここを皆さんお持ちの土地なので、そこを何とか新しい民間の開発業者の方々に開発していただいて、これが宅地になるのか、どうなるのかその辺はまだまだこれからの話でしょうけれども、ぜひその辺のことも踏まえた上で、その辺のところは考えていただきたいと思えます。

それからバスの路線もこの12月1日から新たなバスが走るといことも含めて、もう一度見直しは、これはいつが締め切りで、どこの時点でのターゲットでバスの本数がとかいがあるのですか。もうそれはこの10月で見きわめましたとか、そんなことになっているのですか。

○小谷会長

はい、事務局お願いします。

○湯田調整担当課長

最後のスケジュールで申しましたように、来年2月頃の都市計画審議会でお諮りをして、3月末の策定を目指しておりますので、それを踏まえて、引き続き検討させていただきたいと思えます。

○大井委員

わかりました。そしたらその辺のことも踏まえて、ぜひもう一度検討していただいたら

など、それだけ要望しておきます。

以上です。

○小谷会長

ありがとうございます。

はい、ほかにご意見、ご質問。

はい、どうぞ。

○大石委員

市民委員の大石です。

これを見て率直に市民の立場から思うのは、やっぱり150万ぐらい人口がいる神戸の中で、389通、1,152件というのは余りに少ないと、思うに、ここで見る限りは反対のご意見が恐らく出てくる一件なので、反対の方が多いという認識なのですが、やっぱり、もう少しちょっとこういう計画があるのだということを市民の皆さんへの周知をもう少し徹底いただきたいというのが一つ希望と、それから50年先と書かれていて、趣旨はよくわかるんです。将来的にいいまちをつくっていかうというのはわかるのですが、やっぱり民間企業に努めている身とすると、中期経営計画でも3年から5年ぐらいをスパンとしていて、50年先だと余りにも長い、かつ50年というのは策定してから50年でしょうか。2020年から50年だともっともっと人口が減っているのではないかと思われるのですけれども、例えばそのときに駅から1,600メートルという範囲で区切ると、2060年、70年ぐらいには恐らく半数ぐらいが高齢者と言われていきますので、なかなか交通の利便に難があるのではないかと、今の基準で1,600メートルでやっいいのか、5年後に見直すということではあるのですが、5年後に見直すといっても、恐らく範囲が狭まるだけで、広くなることはもちろんないかと思っているのですけれども、そのあたりの神戸市さんのご見解をお聞きできたらなと思っています。

○小谷会長

事務局、お願いします。

○湯田調整担当課長

まず周知の件でございますけれども、おっしゃるとおり、これについては、これまでも当然広報誌K O B Eが基本ですけれども、ホームページ、SNS等を使って、さまざまな方に発信させていただいております。またこういうものとは別に、シンポジウム等も開催させていただいて、特に若者の方にも関心を持っていただくというような取り組みも行っておりますけれども、これについては引き続き計画策定後も取り組んで、市民の皆さんとこういうものを共有していくということをさせていただければというふうに考えております。

あと50年先ということをおっしゃっていただきました。これは大きな目標といいますか、キャッチフレーズとして書かせていただいております。より先、自分たちの子の世代、孫の世代も踏まえて、持続可能なまちにしていきたいということで書かせていただいております。

ます。今、人口推計で出ておりますのは一応2060年というのが最長でございまして、それが110万人になるのではないかという推計が出ております。ただ、これも110万人でとどまるかどうかというのは非常に問題がありまして、このままとどまらない可能性も十分にあるという状況でございます。本当にいろいろと動向の変化が、国も含めてあると思いますので、5年ごとぐらいに状況を見て、またその区域もそうですけども、実際に取り組む施策ですとか、そういうものについても充実をしていくというようなことが必要かと考えております。この計画は区域だけを決めるのではなくて、取り組みなども計画の内容に書いてありますので、そのあたりも見直しながら、実際の取り組みに反映していきたいというふうに考えております。

○小谷会長

はい、よろしいですか。

ほかにご意見はございますでしょうか。ご質問等。

はい、お願いします。

○西委員

パブリックコメントが今回1,152件ということで、皆さんもご覧になったかなと思うのですが、私も全て読ませていただきました。本当にすごい分量で、自分のまちを愛する地域の皆さんのこれまでの努力とそれをわかってくれているのではないかなという神戸市への怒りも強く感じたのですが、今回の居住誘導区域と区域外の線引きが大きく見直されたということで、こうした市民の意見が神戸市を押し返した結果かなというふうには思います。

計画が大きく変わったわけですね。だから盛んに皆さんから発言があるというふうにするのですが、その上で私からお聞きしたいのは、そうした大きな変化があった後も、前回のときよりも多いぐらいの方が説明会に来られているというふうには思います。前回、灘と東灘が一緒だったのですが、分けてやられたのですが、それなりの人数も来られています。ただきょうは資料がその部分はないようなので、今、変更した後での皆さんの生の声というのが大事だと思うのですが、どういう声があって、どういうふうを考えていらっしゃるのかということをお聞きしたいのですが、

○小谷会長

はい、事務局お願いします。

○湯田調整担当課長

委員がおっしゃるのは、今の案に関する説明会等の声でございませうか。

今はまだ現在説明会については半分ほど終了した段階でございまして、確かに40人程度、平均ですけどもお越しいただいて、いろんなご質問をいただいております。その中の私の感触ですけれども、人口減少に対する備えということで、これを説明しながら、あわせて今人口減少を抑えるような対策についても同時にやっていくということをご説明して、そ

のあたりについても充実を図っていくべきではないかというご指摘を意見の中ではよくいただいております。

いずれにしても、そのリスクを示して一緒にやっていきたいということについてお伝えをして、そのことについて理解を求めているという状況でございます。

○小谷会長

はい、どうぞ。

○西委員

私自身は東灘の説明だけなのですけれども、やっぱり声を聞いていますと、先ほども意見が出ておりましたけども、前回も言ったが、なぜこんなに説明会の広報が少ないのだという、市民参加を保証していないのではないかという疑問とか、人口問題と言うのなら、神戸市に責任があるのではないですかと、遅れた子育て施策などを見直すべきだと、それが日本で一番人口が減少したまちとなったというような厳しい声がありました。だからぜひ私はこういう声をもっと真摯に聞いていって、まちづくりに生かしていただきたいというふうに思っております。

同時に、私のまちを二つに分けないでという声がやっぱり引き続きこれはあるということです。確認したいのですが、この計画というのは、居住誘導区域と区域外の2つに分けながら、それぞれが安心して住み続けられる区域にしていくことを目的にしているのですよね。確認です。

○小谷会長

はい、事務局。

○湯田調整担当課長

区域でリスクを示して、神戸市全体が地域、地域によって特徴等が異なりますけども、安心して住み続けられるまちを実現しようというものでございます。

○西委員

それぞれの違いを、人口減のリスクを示して基準を出しているということなのですけれども、パブコメでも出ていましたけれど、やっぱり市民の多くの声というのは、まちを分断しないでほしい、隣り合って暮らしているのを分けないでという声なのです。

先日、事前審でも言いまして、どこが山麓・郊外居住区域で残るのかという資料をもらったのですが、一番多いのは西区だったのですが、それぞれを見ていったら、例えば垂水区の桃山台というのは7丁目を居住誘導区域外となっているのですが、1から6丁目は区域内というふうになっていまして、やっぱり私が思うのは、地域の課題と一緒に取組むというふうに説明もされておられましたけども、実際にはそういう区別を自身自身を難しくしているのではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

○小谷会長

はい、事務局お願いします。

○湯田調整担当課長

これについては、人口減少のリスクという今後のまちを考えていくための材料としてお示しをしているということで、そういうことも加味して取り組んでいただきたいという趣旨でございますので、難しくしているとは我々は考えておりません。

○西委員

今回のパブコメでも、本当にたくさんの署名がいろんなところから上がってきました。私が住んでいる甲南、東灘の甲南台でも、自治会レベルで署名が出てくるってなかなかなかったことで、何とかこんな仕分けはやめてくれという声だったと思うのですね。北区のほうでも「見えない柵ができたようで悲しい」というような声もあったわけですが、やっぱり結局そういう声に押されて変わっていったのではないかと私は思うのですが、神戸市は同じ説明をされるのですけれど、やっぱり市民の理解というのは、そういう面ではそこに関しては得られていないし、その市民の理解が得られていないということで、自身がまちづくりの阻害要因になっているというふうに思います。

これは結局、まちの実態とは別に線引きをしていることが原因ではないかというふうに思うのです。これまでは駅周辺居住区域という考え方では1.6キロで20分という機械的な基準が押しつけられたわけですが、今回は主要バス停からの距離という新しい概念が入りました。事前審でこれはお聞きしたわけですが、バス停から300メートルから500メートルという基準は、他の町で採用されるというふうに言われたのですけれど、これはどこの町なのですか。

○小谷会長

はい、事務局お願いします。

○湯田調整担当課長

これにつきましては、今、全国で200以上の都市で立地適正化計画を策定しております。その中で、バスに考慮した都市については300メートル、もしくは500メートルを採用している例が幾つかございます。政令市でいきましても、5つほどの都市がそういう根拠でされておるということでございます。

○小谷会長

はい。

○西委員

そこがやっぱりちょっとどうなのかなというふうに思うのですよね。じゃあそのまちと神戸市とは地理的な点などの一致があるのかということなのですよ。だからそれぞれのまちをこれから活性化していくのだということを考えたときに、そういう基準は、ほかのまちでやっているというのだけれど、それは神戸の地理とかとかかわってそこで線を引いたということになるのでしょうか。いかがですか。

○小谷会長

はい。

○湯田調整担当課長

バス停の利用圏ということで今回お示しさせていただいています。バス停を利用される方がどれぐらいの範囲で使われるかというところは、300メートル、500メートル、一般的なバス停の距離を考えても、そこについては神戸としてもこれを採用しても妥当ではないかということで、今回その一番外側の500メートルというところをお示ししたということでございます。

○小谷会長

はい。

○西委員

そこがこうだからという説明ができないところがやっぱり苦しいところだというふうに思うのです。市民の皆さん、やっぱり今回の計画というのを大きく変える結果になったのは、やっぱり人の生活とか、その思いというところからスタートしないで、こういうのが上からきた、これに対してこれはおかしいのではないかと、という流れの中でそれがやっぱり合理的な説明ができていないというところだと思うのですね。その説明ができないと、幾ら神戸市がそれぞれのまちに合わせてこれから対応すると言われても、入り口の点が間違っているというふうに思うのです。

最後に1点だけお聞きしたいのですけれど、説明会に出ていますと、積極戦略と今回の調整戦略というので分けて出ているわけなのですけれども、今現在、人口減少が日本一になってしまっているという、その今現在の問題そのものに対して、この計画とは切り離されているというところに対してやっぱり違うのではないかなど。本当にいいまちにしていこうというのなら、例えば子育て政策をちゃんとやらなきゃいけないのではないかと、あるいは何でここまで人口が減ったのかというところをちゃんと考えて対策をするべきではないかという声があるのですけれど、それについてはどう思われているのでしょうか。

○小谷会長

はい、事務局お願いします。

○湯田調整担当課長

まさに、そういう人口減少抑制対策、人口増対策は積極戦略としてお示しをし、全市を挙げて取り組んでいくと、それと同時に、先ほど言った予防的なディフェンスの計画としてこの都市空間向上計画を策定し、人口減少しても持続可能なまちになるような備えをしていくと、この両面が大事であるということで考えていますので、全てをこの都市空間向上計画でやるということではなくて、両方を両輪としてやっていくということで、トータルとして神戸市も持続可能なまちが実現できるのではないかと、そういうふうに考えております。

○小谷会長

はい。

○西委員

まとめていきますけれど、やっぱりまちをどういうふうにつくるかといったときに、やはり最悪のケースを想定している、しかし本来であれば、例えば子供の出生率の目標というのが、創生戦略の中であるわけですね。それを実現していく中でどういうまちにしていくかということにこそ力を入れるべきだと思いますし、やっぱり地域でお話していくというのであれば、こんな計画そのものがなくても、やっぱり神戸市がひざを突き合わせて安心して暮らせるまちにするというのであれば、バスの便数を増やすとか、お店を神戸市が呼んでくると、あと、神戸市は待機児童がものすごく多くなっていますよね、全国で7位というような実態を見たときに、やはり山麓・郊外といっているような、そういう分け方を私はすべきじゃないと思いますけれど、そういったリスクがあるというのであれば、そういったところで子育てもできるし、いろんな環境がありますよというふうに示していくべきだというふうに思います。そういうことを真剣に考え続けていくということが、やっぱりこの計画ではなくて、一つ一つのまちを見ていくことが住み続けられるまちになると思います。

以上です。

○小谷会長

はい、ありがとうございます。

よろしく申し上げます。

○あわはら委員

ちょっとこの前も言わせていただいて、先ほど大阪市立大の先生のお話も聞かせていただいて、そういう問題意識があったのかということ少し理解はできたのですが、いわゆる国が言うところの立地適正化計画というものと、神戸市が言っている都市空間向上計画というのは、呼び名を変えただけかなと最初思っていたんですよ。どうも今回の市民意見を入れて、新たなものをきょう報告されたら、私はどちらかということ、移動手段どうのこうのというよりは、コミュニティを基本にして20年後、30年後、50年後になるのかわかりませんが、どういう都市にしていくのかと、そういう観点で計画がつけられるべきではないかなというふうに思うのですが、今回の案を見ていたら、立地適正化計画ではなくて、どちらかということコミュニティを基本にしてやっていこうという方向に大きく転換をしたのではないかなというふうな感覚を受けていまして、先ほどの質問ともちょっと重なる部分があるのですが、その辺は神戸市としてはどう考えているのか。どうも最初から立地適正化計画と空間向上計画というのは違うもので、というふうに最初は同じものかなというふうに思っていたのですが、これ文章上も一部をなすみたいな表現になっているのですが、その辺がこの間のいろいろな議論の中で変化をしたのか、当初からそうだったのか、ちょっとその辺をお聞かせいただきたい。

○小谷会長

はい、事務局お願いします。

○湯田調整担当課長

立地適正化計画もそれを含んだ都市空間向上計画も目標は持続可能なまちをつくるというところは変わっておりません。その中で、立地適正化計画を含めて神戸市として一番重点を入れているのは、山麓・郊外といいますか、リスクがあるところをいかにどうやっていくか、そこについての取り組みをしっかりと書き込もうということでございます。他都市は、その居住誘導区域というところをしっかりと維持するということは書くのですけれども、それ以外については余り記載がないといいますか、そこについての取り組みまではないのですが、神戸としてはその郊外とか、そういうリスクのことをしっかりと書き込んで、取り組みをやっていって、そして全体を持続可能なまちにしていこうと。

取り組みにつきましては、当初からコミュニティ単位を中心にやっていくというのは変わってございません。そのための取り組みをする材料として、この方針をお示しし、区域については一つのリスクとしてお示しし、施策についても取り組んでいく例をお示しして、それを地域の中でやっていくと、そこは変わっていないと思いますけれども、神戸オリジナルなところについては、国で言う居住誘導区域外に当たるところ、そこについてしっかりと取り組んでいくことを書き込ませていただこうというところが違うのかなと思います。

○小谷会長

はい、お願いします。

○あわはら委員

なかなか僕の勉強不足で最初はよくわからなかったのです。立地適正化計画というのと空間向上計画というのがイコール的に頭の中にあったのですけれども、何か今回の変更、市民意見がいろいろ出て、変更の中でむしろコミュニティ単位の発想でやっぱりもう一度練り直したというふうな感覚を受けるのですけれども、変わっていないということを先ほどから言われているのですけれども、どうもその国のほうの策はやっぱり過疎化が進んでいく地域から移動手段がちゃんと確保されている場所に誘導していくということにこの立地適正化計画というものの国の計画というのですかね、考えというのがあると思うのですけれども、神戸市はある意味ではその過疎化の可能性があるという場所を特定して、そこが過疎化しないための取り組みをしたり、その人たちがそこで暮らしていけるようなことということをもっともっと充実させるための、その場所はそういう場所なのですよと、だからそこにはそういうことをもうちょっと強化していくのだというふうな考え方であって、国のいうところの、そこから移動させていくという考え方とは違うというふうに理解しているのですか。

○小谷会長

はい、事務局お願いします。

○湯田調整担当課長

この計画は長期的な観点で持続可能なまちでございますので、以前からそういうふうに強制的に郊外から駅周辺に移転させるような計画ではないかというご指摘がありましたけれど、そういうことではございません。ただ、長期な時間をかけますと、やはり郊外のほうがスポンジ化と呼んでおる空き家が発生して、そのままになっていくリスクが高いので、今の段階からさまざまな取り組みをすることで、その空き家の発生をできれば抑制していきたいし、空き家・空き地についてもしっかりと活用するところは活用するという取り組みをやっていくということが大事ではないかと、その中で6つの施策の柱を掲げさせていただいて、それぞれの観点でやっていくと、おっしゃったように移動手段というのは非常に大事ですので、郊外からも駅前にしっかりと移動できる手段をさまざまな形で確保していくと、そういうことをやることで、過疎化ということはあれかもわかりませんが、人口が減っても住み続けられるまちが神戸市内全体でも実現できるということをやりたいということで、他都市とまた政令市ということでは状況が違うので、その使い方が違うのはあるかもしれません。

○小谷会長

はい、お願いします。

○あわはら委員

ちょっとその有識者会での議論をもう一度聞かせていただきたいのですけれども、何かその辺のところはどういうふうに、当初とかなり今回の中身は変化していると思うのです。その辺のところは有識者会議の中でどういうふうな議論になっているのか。コミュニティ論のコミュニティを中心に考えていこうみたいな方向に転換をしたというふうに私には見えるのですが、そうではないのですか。

○嘉名委員

そうですね。議論の過程からは、実は最初からコミュニティを基盤にしてもいいのではないかという議論はありました。先ほどもちょっと申し上げましたけれど。一方で、交通の関係とジョイントした初めての計画でもあるので、そのことが可視化されるというのでしょうか、わかりやすく示されたほうがいいのではないかという議論があって、両方考えられればいいのですが、エリアとしては何か区域として指定するというところではなかなかその問題が解決できないということで、一旦は交通の話が初めてなので、一旦出してみようかという話になったという経過です。

ただし、そのときにじゃあコミュニティの話を忘れてしまっているかというところではなく、当然、神戸市の場合はまちづくり協議会がたくさんありますし、コミュニティの人たちと一緒にやっていくということが並行して行われるというふうには理解していました。

それと実はまた学会で今度2月かな、神戸市さんをお招きする予定にしているのですけ

れど、実は居住誘導区域外のまちづくりをどうしていくかということが実は一番大事な論点だというふうに、全国、学会でも意識が変わってきていまして、そういう意味では、実は神戸市の都市空間向上計画というのがなかなかそこをしっかりとやっているねというところをご評価いただいているみたいですね。ですので、その取り組みがどうなっているのかと、幾つか、例えば埼玉県毛呂山町とか幾つか有名な取り組みがあるのですが、そういうものも含めて勉強しながら、学会としても居住誘導区域外のまちづくりをどうしていくかというのが、これから大きな焦点になるというふうには理解しています。そういう意味では、神戸市の取り組みはどちらかというと先進に位置づけられるというふうには私は考えています。

以上です。

○小谷会長

ありがとうございます。

いかがでしょうか、ほかに。

どうぞ。

○林委員

この山麓・郊外居住区域というのが劇的に減りまして、もうなくなった行政区がいっぱいあるのですよね。西区はまだ人口でいうと約2割地域のところが残っているということなのですが、西区の場合はその外側はいわゆる市街化調整区域ですね。白地の地域なのですが、そこにはいわゆる農村で人も住んでいるわけですが、その残されたエリアというか、山麓・郊外の人口減少がこれからひどくなっていく地域とその外側の地域との差というのはどういうふうになるのでしょうか。

○小谷会長

はい、事務局お願いします。

○湯田調整担当課長

委員がご指摘なのは市街化調整区域とその山麓・郊外居住区域のことでしょうか。

○林委員

はい。

○湯田調整担当課長

市街化調整区域は神戸市の特徴の一つでございます、神戸市の3分の1のエリアを占めておりまして、豊かな農村環境があるということで、そこについてはしっかりと維持活性化をしようということで、ご存じかと思いますが「人と自然との共生ゾーン条例」に基づいて取り組みをやっているということでございますので、それについては、この人口減少時代についてもしっかりと地域を維持していくという方向で、さまざまな里山づくりということに取り組んでいく。それは変わらないと思います。

そういう中で、山麓・郊外居住区域は、市街化区域内でございますので、実際のスポン

ジ化ということについてもリスクが高いというふうに思われますので、それについては地域と一緒にやっていると、そして場合によってはその市街化調整区域とも連携をするという取り組みについても施策の柱に掲げさせていただいておりますので、そういう地域の特徴にあったもの、そういうものを実現することで住み続けられるまちにできるのかなというふうに考えております。

○小谷会長

はい、お願いします。

○林委員

言葉の上ではなかなかきれいな表現になっているのですが、現実問題として、里山に若い人を呼ぶということで、定着している人もいるわけですが、圧倒的に人口が減るといふ今の問題というのがあるわけですね。そこと切り離して本当に考えていけるのかどうか、豊かな農村環境という言葉はあるけれども、それが50年後に維持できるのか、そういうところも考えないと、一つは市街化区域だけを守っていくような、そういう施策になってしまうのではないかとこのように思うのですが、そこはどうですか。

○小谷会長

はい、お願いします。

○湯田調整担当課長

この計画案の62ページ、63ページに市街化調整区域のとりくみのほうを書かせていただいております。あくまで都市空間向上計画は神戸市全体を対象とした計画でございますので、ここに取り組みを幾つか書かせていただいておりますように、当然調整区域の中の生活拠点の形成とか、移住企業の支援、新規就農の支援、またアクセス機能の確保、こういうことをしっかりやっていくことで、調整区域についても良好な環境を維持して、持続可能なまちにしていくと、そういうことで、決して市街区域だけを取り組むということではございません。

○小谷会長

はい。

○林委員

今回の見直しの中で、圧倒的に山麓・郊外居住区域というのがなくなったわけですね。スタンスとして、これまで神戸市が説明してきた鉄道駅に固執してきたこの昨年からの理論が破綻していると言わざるを得ません。

以上です。

○小谷会長

ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。特にご意見はございませんか。

(「はい」の声あり)

○小谷会長

ありがとうございます。この都市空間向上計画については、この審議会でもこれまで随分議論をしてまいりましたし、何度も市民意見を聴取していただいております。大分論点が絞られてきたような気がします。一方で、先ほど先生からもご紹介がありましたように、学会でも大きな議論の対象になっております。

今回の計画をきっかけとして人口減少に対してのまちのリスクを多くの市民の方々でまずは共有していただくということは極めて大事かと思えます。

また、まちの持続可能性と、いろんな地域に住み続けられるようにするという居住の多様性、その両方をいかに共存させるかというのは非常に難しい問題だと思います。ぜひチャレンジしていく必要があると思います。今後もかなり長期にわたって議論を継続していかなければならない問題であります。引き続き市民の方、それからこの審議会で出された意見も踏まえまして、この計画の策定については、ぜひ丁寧に進めていっていただきたいと思えます。

本日は大変長時間にわたりご議論いただきまして、ありがとうございました。

以上をもちまして、本日の議事は全て終了いたしました。

これもちまして閉会いたします。